

バングラデシュ国 ダッカ・チッタゴン間
国道一号線橋梁改修・建設事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポート

日時 平成 24 年 9 月 14 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 30

場所 JICA 本部 212 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称省略）

清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 産学公連携センター 産学連携コーディネーター

谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授

JICA

< 事業主管部 >

上條 哲也 経済基盤開発部 参事役

田中 総東 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課 課長

山田 伝一郎 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課

< 地域部 >

永井 進介 南アジア部 南アジア第四課

添川 瑞乃 南アジア部 南アジア第四課

< 事務局 >

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長

鈴木 友美 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

辰巳 正明 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 顧問

三石 隆雄 株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル 取締役 執行役員
開発業務第1 本部長 環境社会開発室長

今野 俊之 株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル

午後 2 時 00 分開会

河野 それでは時間になりましたので、これからワーキンググループを始めたいと思います。

本日は、バングラデシュのダッカ・チッタゴン間国道一号線橋梁改修・建設事業のドラフトファイナルレポートに対するワーキンググループということでございます。

それで、主査でございますけれども、本日、谷本先生にお願いできるということで、お願いいたします。

それでは、議事をお渡しします。

谷本主査 じゃ、もう既に回答が来ております。今回はそんなに多くないし、それほど問題はないと信じて、いつものように、1 からまず 4 まで、全体的な事項、これをやっていきましょう。

少し時間をください。それぞれ読んでいただいて、それで 1、2 は二宮さんと一緒にという形でいいですか。ちょっと時間をいただけますか。もう一度読みましょう。

じゃ、よろしいですか。

1 番、2 番、これはいわゆる私の言葉というか、ガバナンスの問題で、これはバングラデシュに限らず、常に道路のプロジェクト、橋のプロジェクトですと、過積載車両の話、それから維持管理の話、それから橋の話ですので、スコアリングの問題とか、そういうふうなことになると思います。

ここのところは、二宮さんに後ほどちょっと加えていただきたいんですけれども、私は本当にきちんと JICA にこの辺は取り組んでいただきたいと。コンサルタントの方の資料を読ませていただいて、本当にやっぱり限界があると、こういう言葉が悪いんですけれども、レコメンデーションにしてもサジェスション、いろんな形でやってくださいということがレポートに書かれても、なかなかそれが実現してこなかったとすれば、やはりこれは、私は一にも二にも JICA にこういうことはきちんと対応していただきたいというようなことを申し上げたいと思います。

二宮さん、いかがですか。

二宮委員 谷本先生の 1 番のほうが、より包括的な視点からのご指摘になっていると思いますが、問題意識は私も同じでして、過積載が一般化しているというようなことがあって、コンクリートがはげたりとか、そういうような写真も見せていただきましたけれども、そういう現状を改善するというを同時に、働きかけをしつつ橋梁整備・改修をすると

いうことでないと、ちょっとそのままではどうなのかなという、そういうふう感じて 2 番のコメントになっております。

その辺は、どのくらいどこまでこのプロジェクトの中で、どういう表現で言えるのかということについて、少しご回答いただいたほうがいいのかなという気がするんですが。

谷本主査 これは別に過積載だけじゃなくて、いわゆる車自体の整備とか道路交通法とか、本当にいろんな問題があると思います。これは本当にきちんと JICA のほうでというか、ドナーとして言うべきことはきちんと行っていただきたいと。

では、3 番、ちょっとここは二宮委員、読んでいただいて。

二宮委員 同じことです、実は、1 番、2 番と。もちろん相手国の政府が第一義的にはすべきことということなのかもしれないけれども、援助する側として求めていくべきではないかという、これは道路の案件のときには必ず出てくる議論なんですけれども、第 6 次五カ年計画というものに基づいてこの整備が位置づけられているということでしたので、そこに至る、第 6 次ということだったので、1 次から 5 次があったのかなというような予測でコメントを出したんですけれども、どういう経緯があって道路整備あるいは交通インフラの整備がなされてきたか。それから、バングラデシュの場合は、非常に交通のボリュームが大きいということが一般的に非常に言われていますけれども、それをどういうふうに改善しようとしていく中での今回の改修・建設なのかということはどこかに言っておかないといけないのではないかとということです。

ご回答のところ、本事業の必要性等を検討するうえでは必ずしも必要ではないということですが、恐らくそのことを、これまでの経緯あるいは今後のプランというものについて分析をしたから、この事業をやる、やらないということには直接的にはならないということだろうというふうに思いますけれども、短期的にはそうであっても、やはり交通のようにネットワーク性を持つインフラの場合は、どうしてもプロジェクト自体は決められた部分だけしかやらないわけで、すべてのインフラ整備において同じロジックが成り立ってしまうと、やはりどこかで全体のプランをもとに議論をするというところの共通の戻りどころという、そういうところをやっぱり意識しながら進めないといけないのではないかとということでもあります。

将来的には、累積的な、といいますか、そういった影響が相当程度出てくる可能性が高いので、そこは何らかの形で記述すると同時に、なければ、そういった視点が必要だということをややはり先方に伝えていくという、それが非常に重要だろうというふうに思ってい

ます。

谷本主査 これはじゃ、どうするか、また考えましょう。

じゃ、4番です。カワイルカのところです。ここは二宮さん、どうですか。

二宮委員 これは了解しました。サジェスションというところで具体的な言葉がなかったもので、それがあるのであるとするならば明記していただくというほうがいいのではないかとこのように思います。

谷本主査 ちなみに、カワイルカ、これ600頭ぐらいでしたっけ。そんなに多くないんですね、今。河底のベントスを主食とすると。ベントスのあれは、そんなに問題になっていないんですか、メグナ、グムティの河川では。橋梁のところでは、そんなに問題は起こっていませんか。これ、調査団にもしあるとしたら、おわかりになる範囲でお答えいただけると。特にないですか。

辰巳氏 問題とおっしゃる意味は、どういう意味でしょう。

谷本主査 結局、開発が進んでいくという、まさに開発とこういう、イルカを含めて生態系への悪影響、ですから、まさしくダッカ・チッタゴンの間が一番開発がバングラデシュの中でも進んでいますから、埋めるところですね。ですから、こういう底生、そこにすむ生物、その辺が。

辰巳氏 実際は、川の、（イルカが）とおるところが、川底の砂を取っていることが多いですから、生物というのは非常にもともと住みにくい状況があるのかというふうには思います。

谷本主査 調査団の方々は、すみません、こんな質問を。調査されていて、イルカはご覧になりましたか、あのあたりでは。

辰巳氏 私自身は見ていませんが.....

谷本主査 いるとは言っていますか。

辰巳氏 地元の情報では、いることはいる。

谷本主査 じゃ、よろしいですか。

では、5番からです。次は11番までやりましょう。少し、じゃ、またもう一度時間をください。もう一度読み直しましょう。

よろしいですか。それでは、5番からいきましょうか。

ここでお答えをいただきました。じゃ工事用の水は河川水ですか、これは、工事用は。

辰巳氏 ええ、それで処理をする。

谷本主査 それは、7のところと同様に現場の中で処理をして河川に戻すということで、そういう理解でよろしいんですね。飲用ということで、ですから、地下水はそんな量は上げないということで、周辺にもそう影響はないという理解でよろしいですか。わかりました。

6番、ノイズの話ですね。清水谷さん、お願いします。

清水谷委員 ここではEIAのチャプター7のところでは少し気がついたんですが、ノイズや振動は、一般的にEIAの中では、コンストラクションのときと、それからオペレーションのときということで、通常二つあるということが当たり前となっています。よってコンストラクションに関する通常のEIAでは、これは問題が少ないとか簡単に書かずに、いろいろどういう状況が想定されるのかということを中心にきちんと説明することが一般的に求められています。しかし、今回のこの箇所は、簡単にモデレートというような結論になっています。実際にコンストラクションの期間というのは5年間もありますし、それから、モニタリングなども見ますと、夜間全然騒音も下がっていないと。結局下がっていないにもかかわらず、最終的にモデレートというところの根拠、論理構成がすごく飛躍しているかと思しますので、そういうところに、なぜそうなるかというところを、もう少し事実といたしますか、を踏まえて説明を加えていただきたいというコメントです。

実際には6カ月程度というような話があるんですけども、やはりあとはモニタリングの結果が下がっていないところが、実際にクラクションの音だとかというのが夜は少ないというような話も出ている中で、全然下がっていないというところと、しっかりその説明を加えていただきたいし、6カ月程度であるという期間が本当は短いんだいうところもレポートの中にもしっかり書き込んでいただきたい。

谷本主査 よろしいですか。6番が終わりました。

7番と8番が同じ問題を取り上げています。これ、大型の土木工事、建設事業ですので、やはり気になるのが、土をどこから持ってくるのかな、石材どうするのかな。特に、バングラデシュの場合は石がありませんから、ない国ですから、シレットのほうにありますけれども、そのあたりがちょっと、どれくらい石を使うんだろうかと、コンクリートに使う、リップラップに使うということですが、そこでお答えは、業者から買いますというふうなので、これは、ですからそんなに大量の石材じゃないという理解でよろしいんですね。

山田 大量というよりは、現地で購入できる量と。

谷本主査 できる。基本的に、その現地で購入できる量はバングラデシュの石だと。

輸入もある。

山田 輸入もあります、石は。

谷本主査 当然、ネパールから持ってくるんですよ。

山田 インドです。

谷本主査 インドから、そういうことですね。

その後には、やはり業者さん任せじゃなくて、すみませんがモニタリングですか、何らかのあれをしてください。これが一つ。やはりそこで環境問題を起こすということは残念なことですので、そのあたりはお願いします。

それから、ちょっと私、質問をしなかったんですが、このところ、すみません、もう少し教えてください。ゴムティのほうだったと思うんですが、最初の橋をつくった後に、護岸の話でリハビリをやったというのは何か記憶があるんですけども、スコアリングを用いて。

山田 メグナ橋ですね。

谷本主査 メグナのほうかな。その問題は、今回はないですか。というのは、要するにそれを修復するとかあるいは橋を加えることによって、護岸をやらねばならんと、その辺の問題はないですか。

山田 スコアリングに関しては、水理解析をやって、ある程度スコアリングの深さを予測しています。それで、その深さがスコアリングしても大丈夫なような橋の設計にしています。

谷本主査 にしている。

それから、橋の橋脚部分のスコアリングの対応は、もうどうしようもないんですか。掘られちゃう。渦巻くわけでしょう。

山田 そうです。それをモニタリングしていくというのが基本だと思います。

谷本主査 特に石を入れるとか、そういう処理はやらない。

山田 RHD のほうで、今やっているというふうには聞いています。

谷本主査 ですから、ここはちょっと私は石が、バングラデシュはない国なので、その辺が非常に気になったものですから。ですから、特にその辺で大量の石が必要だということはないですね。

山田 この事業ではありません。

谷本主査 ない。

清水谷委員 私の問題意識もそこです、やはり石とか天然の素材が必要となると、私イメージとしてはそうじゃないかと思ったので、そういう場合は、EIA の一般原則とすれば、そういう天然の素材を、まず材料をどこからとってくるのかというところを、結局配慮をしないといけない範囲になってきますし、それからそれをどのように運び出すのか、そこでまたダンプがどこをとおるということによつて、また、どういう問題を引き起こすのかというようなどころも一般的には考えないといけないというところで、そういう問題意識として挙げさせていただいたんですが、今回、そういう石の量というのも少ないということだったので、そういう意味では問題は少ないかと思いますが、しかし、どこから購入したものが工事の資材としてどこからか調達されるわけですから、そのあたりの調達される経路とか、ダンプが1日何往復するんだとか、そういうようなどころは、やはりまた把握しておかれたほうがいいかと思います。

谷本主査 よろしいですか。

それでは、次の8と9なんですが、ちょっと私はスーパーバイザーとか、この言葉がちょっと私は理解ができなくて、こういう質問をさせていただいたんです。ですから、これは、対象は緩和策ということですね。緩和策の実施ということに限定するんですね。EIAの……

山田 エンヴァイロメンタル・マネジメント、EMPの中に記載の言葉、テーブル8.1、2、3とあると思いますが、このEMPの監督者、レビューを行う者、緩和策実施者という意味です。

谷本主査 EMPの中の緩和策の実施ですね。

ちょっと根本を教えてください。緩和策は誰がやるんですか。主体は……

山田 コントラクターです。

谷本主査 緩和策の実施の主体はコントラクターですか。ということですか。

山田 はい。

谷本主査 そうすると、道路橋梁局というか、ここはスーパーバイザーですと。パフォーマー、これがコントラクターですと。レビュアーというのがコンサルタントですと言われる。そういう一般的な形になるんですか。

山田 はい。

谷本主査 わかりました。

ちょっと清水谷さん、二宮さん、どうですか、そういうふうな。

二宮委員 これまであまりこういう書き方はしていなかったですね。

谷本主査 なかったですよね。

二宮委員 私もちょっとそれは気にはなりましたが、明記をさせていただいているので、悪いことではないのかなと思いながら見ていましたけれども、要はそれが計画的に体系立って実施される体制になっていけばいいわけで、例えばちょっと私、今手元にもとの資料がなぜかファイルから呼び出せなくて見られないんですけれども、それぞれにスーパーバイザー、レビューアーが項目ごとに違っていった場合に、それはそれぞれ単体で行うのか、相互にどのような連絡体制をとりながらシステムとして行うのかという、その辺もちょっと気になると言えば気になるかなという気はしないでもないんですが、基本的には、これ工事中のというのが中心なんですかね。ここで、9番で先生が指摘しておられるのは。

山田 EMP に関しましては、ここに記載のテーブル 8.1 については建設前、8.2 に関しては建設中、8.3 に関しては供用後。

二宮委員 供用後ということですね。わかりました。

谷本主査 一連の流れですね。

清水谷さんも何か、どうぞ。

清水谷委員 この関係をきちんと確認したいんですけれども、結局 EMP はスーパーバイザーがつくると。監督する側がつくって、それを実施するのがパフォーマーで、それをきちんと検査をするレビューアーがコンサルタントで、それを結局、レビューしたものをレポートするのは、スーパーバイザーに対して報告を上げるという形になるのか。しっかりそのドキュメントが残るようになっていないといけません。

谷本主査 この辺は何らかの形できちんとまとめられるんですよね。実施前、要するに準備の段階、建設期間中、建設後の段階においても。これはもう当然ながら、きちんとまとめられて周知を徹底されるということでもいいんですね。

山田 ごめんなさい、まとめるというのは、この要するに誰になるのか……

谷本主査 これは結局責任関係でしょう。責任の所在が、何か問題があったときにということ。

山田 これに関しては、EIA に入れて、承認する。

谷本主査 承認してもらおう。住民集会等でステークホルダー会議なんかでもきちんと言っていたかということですね。

よろしいですか、そういう理解で。

じゃ、11番、二宮さん、すみません、11番ですね、レーティングの話。

二宮委員 これも今と関連があるんですけども、エンヴァイロメンタル・マネジメント・プラン、環境管理のところで、特にスコーピングの段階で影響が大きいとされるものを中心に管理をしていくという、そういうことになるんだろうと思うんですが、ここに書いていますようにエロージョンとかスコアリング、そういった部分は非常に大きな影響があるという評価でしたけれども、EMSの中で位置づけというのが見当たらなかったのも、その辺の連動がどうなっているのかということを確認したかったわけです。

お答えは、RAPで位置づけされている四つの項目と、それから、最後の項目については、EIAで今は位置づけられていないということなんですか。

山田 大変申しわけないんですが、モニタリング計画の中には入っていないです。

二宮委員 それは、この回答にあるように位置づけをして、環境管理のマネジメントの中で、PDCAをしていっていただくという必要があるだろうと。

あともう一つは、私と代表的にこの項目だけ、事例的に挙げたのですが、他も見えていたでうえでこれだけということで、よろしいですね。わかりました。それでは、そうお答えいただきたいと思います。

谷本主査 よろしいですか。

じゃ、11番まで終わりましたので、次は12と13の児童労働と移転の話を含めて、一気に15番までやりましょうか。

二宮委員 12のところですかね。

谷本主査 12から15まで。最後、清水谷さんのコメントをちょっと、一つ最後に議論しましょう。

ちょっと見てください。時間ください。

二宮委員 ここは、報告書対応表の前回の議論のプロセスの中で、子供の就労に対する対応として書かれていたところで、コンサルテーションを行うというような表現もありましたので、もう少し具体的に示していただいたほうがいいのではないかということでの疑問だったわけです。

それで、ここに場合によっては契約の中止も含んだ嚴重注意であるとか、それからパトロールはもちろんしていただくんですけども、確かにどこまでやるのかというのが難しい側面はあると思います。例えば、保護者が、生活がかかっているために外に出していくというののもあって、こちら側の受け入れ側だけを取り締まっても根本的な解決になら

ないという非常に社会的に深い問題であれば、その枠の中でどこまで解決できるかということが確かに非常に難しい問題であるとは思いますが、直接的な対応も、例えば就職支援であるとか、マイクロクレジットとか、非常に外側の大きな意味での対応も含めて、確かに必要だと思いますので、このくらいまで、もし書いていただけるのであれば、これ以上はちょっと難しいのかなという感じが私もしますので、ここは明記していただくといいというふうに思います。

谷本主査 何か、どうぞ、もしあれば。

清水谷委員 13番でもいいですか。

谷本主査 12番のところで。これもガバナンスの問題ですね、児童労働ですから。

清水谷委員 12番については問題ないと思います。

谷本主査 じゃ、すみません。12番、回答の4ページの2.のところで「児童及び保護者に対して」ということでありますけれども、並列的に就学支援とか就職支援、マイクロクレジット、それから支援団体の紹介と書かれていますが、やっぱり一番は、保護者というか大人への就職支援、所得獲得策ですよ。これをやっぱり入れていただいて、それへ的手段としてマイクロクレジットの斡旋もあるでしょうし、支援団体、NGOなんかを紹介してというのがあるんですね。

子供の就学支援はもう一つやはり何らかの形で、保護者への就職支援と並ぶような形だと思います。

全部並列に書かれるんじゃないくて、やはり目的と手段とは変えて整理していただいたほうがいいと思います。これは、もうちょっとあまり言うべきことじゃないと思いますけれども、バングラデシュはもうマイクロクレジットの飽和状態以上に過剰な状態だという情報もありますから、あまりバングラデシュでマイクロクレジットというのはどうかなと思います。別にグラミン銀行だけじゃなくて、いろんなところが。情報ではそれこそ二重、三重にマイクロクレジットを受け取って、返済にひいひい言っているという、そういうようなことも書かれていますから。別に書くなということじゃなくて、これはもう決してマイクロクレジットだけが、素晴らしい道具であるというのはバングラデシュではもうないんじゃないかなと。ちょっと私は個人的にそういう感想を持っています。

ちょっと要らぬことを言いましたが、じゃ、13番のところ、清水谷さん、住民移転。

ちょっとごめんなさい。これは私のところの14番とも、もう一緒なんです、そういう面では。ですから、13と14を一緒にやってしまっただけでいいかなと思います。

清水谷委員 社会配慮の部分では、やはり住民移転というのはすごく大きい問題なので、その部分で注目しますと、本事業では移転地の提供は計画されていないというような形で書いてあったものですから、ちょっと私の理解を深めるために、これは社会配慮が十分じゃないかというようなイメージに見えてくるものですから、一応確認させていただいたところです。

これは、そういった意味では、回答が対応するような形で説明はしてありますので、個人的には納得はしております。

谷本主査 それから、インシュレーションのところはちょっと別に切り離して、それならば、移転問題。私が14番で長々と書きまして、それで、結論として、住民の人たちは自分で探せと、土地を、世話はしないよと。その当てはあるのか。村とか地方の政府のほうで、いろんなプログラムがあるから、そこに乗っかってくださいというふうなことですかね。結局それで尽きるということでもいいんですか。

ですから、移転の費用は出しますと。住宅の解体とか運搬とかの費用は出しますと。それから、立木補償とかそういうものもやりますと。あとは、土地は、ですから探してくださいと。見つからなかったらどうしますか、移転先がなかったらどうしますか。

山田 記載のとおり、もし見つからずに支援を求められた場合については、こういった政府のプログラムなんかも活用することを考えていくと。

谷本主査 それで、すみません。ちょっとデータを覚えていないですが、うる覚えというかほとんど忘れてはいるんですけども、今、RHDの土地に住んでいる。ですから、彼らは合意のうえで住んでいるわけですね。

山田 合意ですか。

谷本主査 認めてもらって。不法なんですか。

山田 不法です。

谷本主査 完全に不法。

山田 はい。

谷本主査 じゃ、入り込んで住んでいる。それで立ち退いてください。わかりました。こういうファシリティーがありますから、そちらのほうに行ってください。見とおしはありますか。例えば仮に50戸の家屋が移転せねばならないとして、今の段階で、わかりました、移転先は何とかなりそうです、なっていますというのはどれぐらい。

山田 今の段階ではまだわかりません。

谷本主査 これから。これから。そこが一番鍵かな、そういう意味で。

二宮委員 その結果、それで済まなくなる可能性もある。この対応では済まなくなる可能性もあるということですよ。

谷本主査 ちょっと私は、地方議会と書かれていますけれども、地権なし住民への提供プログラムというのがここに書かれていますけれども、配分すると。ですから、こういうふうなプログラムがワーカブルかどうか、それが本当に実態的に。制度としては幾らでもつくれる。それが動いているのかどうか、その辺もちょっと私は想像がつかないんです。

この関係ですと、少し質問させてください。そういう地方政府の土地提供プログラム、他の事例というのは何か探されましたか。

添川 他の事例とおっしゃいますと、地方自治体のものですか。これはバングラデシュの国の制度でございまして、本事業とは全く関係ない……

谷本主査 制度ですよ。

添川 ですよ。それを他の事業で採用しているとか支援に組み込んでいるという話はないので、本事業ではさらに踏み込んで、そこまで支援しようという趣旨なんです。

谷本主査 このプログラムは結構長い期間行われている事業ですか。

添川 詳細なところまでは本事業ではあまり関係ないので踏み込んで確認しておりませんが、バングラデシュの国に対する他のドナーの支援でつくられたというふうに聞いています。ただ、ユニオンによっても、やっております経緯も背景も時代も違いますので問題ないんですが、本件の対象であるナラヤンガンジにおいては定着しているプログラムというふうに聞いています。

谷本主査 ナラヤンガンジでは定着している。

添川 というふうに聞いております。

谷本主査 少し情報を、ですから、これ以外の、土地提供プログラム以外の土地を探す手段はあるんですか。

山田 個人で探す。

谷本主査 個人で探す。

山田 基本的にはこの9月1日に再度ステークホルダー協議を行っておりまして、土地については保証できない、できないというか保証しないということを説明しています。

谷本主査 して、納得してもらっている。だから、やっぱりもう親戚縁者、知人のつてを探して、まず自分で探す。なければこれにすがりつくという。これをもうちょっと、情

報をいろいろと探していただくということですかね。

添川 この調査の中でですか。

谷本主査 うん、今後。

添川 今後ですね。この L/A を結んで円借款の事業となった後ということですかね。

谷本主査 もうこれはレポートとして終わりでしょう。

添川 EIA と RAP はもうこの円借款の前に終わらせますので。

谷本主査 でしょう。だから、今から追加ということは、情報は集めてください。それこそ事務所を通じてでも、こういうふうなプログラムを他のドナーがつくられたようだけれどもと。その辺で集められる範囲では JICA として集めてください。

山田 このプログラムに関する情報を。

谷本主査 というか、こういうプログラムがあるようだけれどもというふうなあれで、情報収集はしていただいたら。それに集中してじゃなくて、また機会があればやっていただければ。

じゃ、もうレポートでは、だから自分で探してくださいということで終わるんですね。

二宮さん、何か疑念をお持ちでしょう。

二宮委員 ここは難しいところ。手厚くすればいいというわけでもないでしょうから。さっきちらっと谷本先生がおっしゃったように、説明と納得とといいますか、そういうプロセスをきちっと踏まえているということであれば、既存のプログラムを活用するということをやむを得ないのかなという感じはいたします。あとは、おっしゃるように、そういうプログラム自体が、もしかしたら物すごく大きな問題を生んでいる可能性もあるので、そこは情報として当たっておくということはしておいたほうがいいんじゃないかなという気がします。

清水谷委員 最初、そもそも不法侵入というか、勝手に住み始めているということで、確かに法に違反した人たちなんでしょうけれども、そういう経済的に仕方がない状況でそうになっているわけで、ですから今、こういうふうになると書いてあるとおりでうまくいくような感じがするんですけども、ただ、本当に実際問題これでうまくいくかどうかというのは、現場にいる人がある程度早目に予測をして、もう少し問題が起きそうであれば、次の対策を何か講ずるような準備ということをやはり考えておいていただいたほうがよいと思います。

添川 バングラデシュの地域課担当ですけれども、一般的なバングラデシュの例では、

こういうふうに住民移転を迫られた土地を持っていない方々は、別に新たに土地を買うのではなくて、他の集合住宅に入るといっても非常に多いわけですから、どうしても土地は一から探さなければならないというような過度なプレッシャーをかける結果にはならないはずなんです。ということです。

永井 一般的なアパートがあって、その一室に入るとか、別に土地をあげなくちゃいけないということにはならない。もちろん、斡旋に関しては、エージェンシーを通じて支援をするということではあるんです。

田中 今回の調査におきましては、今後、実は本音はどうかというところを、我々としても酌み取らなければいけないということで、早い段階からそういう心がけみたいなのがありまして、3月からですけれども、もう既に3回目、9月1日にありまして、かつ今回については9月、今月ですけれども、フォーカストグループディスカッションを女性だけに、もしかしたら全体会で女性の意見が反映されないということもあろうかということで、こういったこともちょっとやりまして、実際にその中では、現地で参加されている方もいらっしゃいますけれども、どちらかというと金銭の話がメインだったというふうにお話は聞いておりますので、もしよければ、そのときの概要をちょっとお知らせいただければと思います。

今野氏 9月1日のステークホルダーミーティング、私がそれに出させていただきます。当然のことながら現地語、いわゆるベンガル語で会議がすべて進められましたので、私自身は言葉自体はわからなかったんですが、現地人の優秀な通訳がついておられたので、その話をし、確認させていただければと。

基本的に先ほどからお話があったとおり、自分で探すということについては全く問題ないよと。ただ、金銭補助をしていただければそれでいいですからという意見がほとんどでした。我々のほうでそれを押しつけたというのではなくて、当然説明して、いいですよねと言ったら、皆さん、うん、そうだ、そのとおりだということで、誰一人反対する人がいなかったというふうには申し上げておきます。その辺は今お話があったとおりではなからうかなということで。

あと、女性の権利ということが出てきたので、今回あえて女性だけを集めて、通常ですと、皆さん集まられるときは、女性、男性合同で会議されるんですけれども、その後、女性だけを集めて、女性だけまた最後に説明させていただいて、女性だけだから、男性がいると、女性がちょっとということもあるようでしたので、あえて女性だけに質問した結果

も、基本的に大きく三つのことだったんです。要は、自分の家族構成は何人ですよと、皆さん異口同音におっしゃる。恐らく補償のことを想定されて、自分はこういうことを訴えたいということだったと思うんですけども、自分の家族構成は何人ですよと、その地域で収入を得ているのは何人ですよと。なので、月当たり幾らもらっているということを皆さんまずおっしゃる。

それから、二つ目に言われたのが、私はEIAで行きましたので、環境問題で何か困ることはありますかという、騒音とか大気とか水質とか、日本で言うところの生活環境とか、あえてかたいことも聞いたんですけども、基本的に全くそういった問題については、私たちは気にはしていないんだと。日々の生活で精いっぱい。場所です、それについてはやっぱり補償がちゃんとしていただければそれでいいんだということはおっしゃっていました。

結構和やかな雰囲気、恐らく本音でそう皆さんおっしゃっているんだと、私はそういうふうに感じました。当然、通訳の方もそういうことをおっしゃっていました。そういうことだということあります。

私は春にも行ったんですけども、そのときは、あいにく説明は聞かれなかったんですが、今回は私一人で行ったということもあるんですけども、基本的にそういう感じのようです。今回動いているものはそのような感想がございます。

谷本主査 ありがとうございます。

じゃ、調査団の方々に、もしあれだったら教えてください。

不法に住まわれている方々は、RHDのエリアの中に、土地の中に、大体その周辺の人ですか、それとも他から来ている人ですか。その辺どうでしょう、感触でも結構です。この質問は何かといいますと、一つはやっぱりこのところ物すごく現場を知らない我々にとっては大変なことじゃないかなという危惧が一つでは起こる一方で、もう一つは、今までのステークホルダーミーティングとかそういうのを含めての感触を我々が勝手に想像するに、いや、そんなに大したことないんだという、ある面では二つのあれがあるんじゃないかと。じゃ、この二つが、そういう二つの報告が出るのは、住んでいる人たちが、わかった、わかった、じゃ、お金くれるか。我々は自分で探していくよとするならば、そういうふうなあれが読み取れるとすれば、その背景には、今不法で住んでいる人たちは、その地域、そんなに遠くないところの人たちかなと。誰か周りに知人とか親戚縁者とか家族とか親元とか、そういう人たちがいるのかなと。ならば、要するに見つけやすい、移動し

やすい。もめるとすれば、本当にそれが、行くところがない人たち。一方で、プログラムが動いているかどうかは調べていただくとしても、なかなかそのプログラムが動かなければ移転しにくいんじゃないかということですね。

ですから、質問をそこへ戻しますと、ここに住んでいる人たち、大体どこら辺からか。ナラヤンガンジって結構大きなあれですけども、大体そういうふうなところの人たちであれば動いてくれる可能性はある。支援が得られるという。そうじゃなくて、本当に極論すれば、チッタゴンとかそのあたりから来てダッカに行く途中でとどまっちゃったとかというふうなあれだと、やっぱりなかなか動かない。

今野氏 正直言うと、それぞれの人の出身地までは把握はできておりません。長い人は20年ぐらい住んでいるという人もいることはいる。

谷本主査 もう橋ができて、橋が80何年ですよ。

辰巳氏 今のカチプール橋は77年の完成。

谷本主査 ですよ、最初の橋が。40年近くですよ。

じゃ、この部分はやっぱり何か考えていただきたい。長くなりました。

15番、二宮さん。すみません、ちょっと。

二宮委員 これも、私ちょっと現地の様子がわからなかったもので、どういうものなんだろうということを思ったのですが、要は例えばカンボジアとかインドネシアとか、橋が架かると大体たもとのあたりに露店を出す人が出てきたり、橋の下に住んじゃったりとか商売を始めたりとかする人がいて、非常に、もちろん橋自体は道路交通のために使われているんだけど、その上がり口、降り口のところが非常にインフラとしての活用度が低くなってしまっているケースがあって、それを後から、そこに人が定着してしまった後から整理するというのはなかなか難しいケースがあるものですから、バングラデシュの場合はちょっと私も現地の様子はわからないんですけども、そこで例えば商売をするなり、何らかのリキシャみたいなやつやの乗り口みたいなのができちゃって、そこがごちゃごちゃになっちゃって、それが交通渋滞の原因になったりとかという、そういうものを最初に何か適正な管理を組み込むことで避けることができるのであればそういう提案をしてみてもいいんじゃないかなという、そういう意味なんです。

もちろんそれは相手国政府がやることなんでしょうけれども、そういった経験を踏まえて、少し地域の商店主だとか居住者の人たちを巻き込んだ、地方の自治体等含めて、コミュニティみたいなのをつくってみてはどうかという提案ができないものだろうかという意

味です。

したがって、負の影響を及ぼす、コミュニティそのものが橋によって分断されるとか何とか、そういう意味ではなくて、適正に活用していくという意味で巻き込んでいくという、そういう意味合いです。

谷本主査 現状はどうか、橋のたもとというか上り口、バスターミナルになっている。バスのターミナルというのは、基本的にどこでもバスは止まりますけれども。

辰巳氏 それぞれカチプールとメグナで少し違いますから、カチプールの場合は、非常に町の中で混雑しているところで、カチプールのチッタゴン側の交差点が、プロジェクトからは外れる位置になりますけれども、そこはバスが停留したり、リキシャが乗れるようにしたりという感じです。プロジェクト区間というのは、通過交通ですね。メグナ、グムティについては、やはりかなりの田舎ですし、トールゲートがあったりして、おっしゃるような道路沿いの商店とか云々というのは、今はそういう雰囲気ではないなど。

谷本主査 ないですか。

二宮委員 確かに私が持っているイメージも、ジャカルタとかプノンペンの町なかのごちゃごちゃとしたところのフライオーバーのたもとだとか、そういうところのイメージなので、確かに田舎の道路であれば、まだ人の集積も少ないでしょうから。

ただ、最初にそういうのをつくっておくと、これから将来、交通の幹線的な役割を果たしていく核になる道路でしょうから、沿線に人が張りついていくということも考えられるので、長期的な視点で見て、そういう適正なインフラの管理というところに住民参加の視点を入れていくということを提案することぐらいは悪くないのかなという気もしたりしていますけれども、多分、今おっしゃるようでは、現状ではその提案すらあまり先方にはぴんとこないというか、現状であれば、むしろずれた提案になるかもしれないということなので……

辰巳氏 恐らくプロジェクト区間は取りつけ道路、それから橋本体ですが、その間は難しいかもしれないですね。離れてサービスエリア的というか……

谷本主査 トールプラザは、今回は……

辰巳氏 もともとあります。だから……

谷本主査 つくりますよね。そのところにはそんなにベンダーとかそういうあれは入り込んでいない。

辰巳氏 入っていません。

谷本主査 メグナ、グムティのほうも。

辰巳氏 ベンダーとかそういう場所がないんじゃないかと思いますが。ですから、途中に、いわゆるドライブインの休憩所、そういうのは現在もありますから、そのままそれを発展的になっていくことはあるだろうと。他は少しスペース的にも、延長的にも難しいんじゃないか。

添川 ただ、今後は、基盤部からも説明あると思いますけれども、新しい橋を併設することによってどんどん交通量がスムーズになり、時速平均 80 キロぐらいでみんなが飛ばしていく橋になりますので、その橋の手前で当然止まって、何か飲み物を買うとか、そういうことはほぼないのではないかという見込みも立ちますし、皆さんおっしゃっていますように、いろんな建物が密集していて、そこに新たにベンダーたちが集まってくるような余地もほぼない。カチプールなんていうのは特にそうなんですけれども、というふうに見込まれていますし、地域住民によって、例えば橋の管理の一部を任せるということも、もしかしたらびゅんびゅん飛ばすような基幹国道の橋の維持だと非常に難しいのかなというのは、ちょっと私も個人的には感じているんですけれども、どうですかね、難しいところも若干ありますよね。

谷本主査 いいですか。

最後、16 番、清水谷さん。

清水谷委員 これはプロジェクトそのものというよりは、EIA レポートのドキュメントについてちょっとコメントを書かせていただきました。

今までよく英文の、特に欧米でつくられた EIA レポートというのはよく読んできたんですけれども、そういうものと比べますと、確かに英語表記の報告書にはなっているんですけれども、英語そのものの使い方が何かあまり適切ではないというところが幾つか見えまして、例えばこの例を挙げたのは、マグニチュードだとかというのは、やはり数値の大きさをあらわすだけ使って、それがいいとか悪いとかというその主観というのは入ってこないものなんですよ。ですから、それも欧米の EIA レポートではそういう意味で使っていますし、やはりインパクトという、影響というのはその主体に対してどういう影響なのかということで、人によっていろいろ強さが変わってくるわけですから、やはりそういう適切な単語というのを使っていただくような形、結局誰がそういうコンサルタントさんにきちんと一定レベルのクオリティーを上げるように指導するのかというところがちょっと問題あると思います。今後、そういうことが必要かなと思います。

これだけではなくて、例えば表中で簡単にコストを表現するときに、このルートは expensive や cheap と書いてあるわけですね。そういうのって、確かに日本語でいうと、高い、安いかもしれないんですけども、それがすごく主観的な表現で示されています。表の中で高い、低いを示すのであれば、more expensive や less expensive などの表現を用いて相対的にももの的大小を示せばいい話なんですけれども、報告書を書かれている人は、その日本語の直訳の単語が使われているようなところがあって、もう少し他の、特に欧米でつくられたような EIA のレポートなんかを見られながらつくっていただきたいような気がします。

谷本主査 これは注文として。

清水谷委員 注文。

谷本主査 じゃ、終わりましたので、もう一気にやりましょう。

それでは、助言案 1 番と 2 番、3 番です、これは二宮委員に任せましょうといったらあれか、どうしましょう。

二宮委員 2 のところは、私 1 に任せといたしますか、谷本先生に考えていただく……

谷本主査 1、2 をどうしましょう。3 もそういう面では道路管理というか、交通管理…

…

二宮委員 ちょっと大きなところの提案になると思うんですが。

谷本主査 これをどうしましょう。

添川 谷本さん、すみません、お話の前に、ちょっとご説明を追加させていただきたい部分が若干、1 と 2 のところであるんですけども、よろしいですか。

谷本主査 その前に、これをどうする、JICA に言うの、レポートに言うのかな。

添川 まさにその部分です。

谷本主査 だと思って。

添川 よろしいですか。1 番と 2 番のご指摘の点、非常に心して承りました。谷本主査がご指摘のとおり、まさに本件、非常に技術的なことだけでは対応できない話だということは承知しておりまして、本件は政策制度面の改善を求めていかなきゃいけないということは十分に地域課としても認識しています。

ここにもちょっと書かせていただきましたが、あくまでも私たちの調査をやってくださっているコンサルタントの方からの提案を承って、JICA がその情報をもとに先方政府と今後協議していくというふうに私どもももたらしておりますので、まさにご指摘のとおり、今

後、円借款事業の審査のときに先方政府と運輸省と話をしていくつもりでございます。

また、本件はこの事業単体の話だけじゃなくて、過去からずっと言われている問題ですので、私ども JICA の対バングラデシュ運輸支援の方針として、この事業の枠を越えた大きな取り組みとして、今後やっていくつもりでもございますし、また、JICA やバイ（二国間）ドナーだけでは、先方政府の政策を変えるとか法律をつくるというのは難しいのは、よく谷本さんもお存知だと思いますけれども。ですので、今、アジア開発銀行と一緒に運輸省の改革を求めていこうという動きをとともに考えております。まだ、動きとしては来年以降の話になって参るんですが、その中でも ADB 側も過積載の問題を非常に多く受けとめておりますので、過積載規制の取り締まり強化のための TA というんですか、技術移転をやっていくつもりでございますし、その中で私どもも同じように推し進めていくつもりでございます。

ですので、ご趣旨は本当に心から受けとめておりますので、今回のこのメグナ橋のための事業の中でのご助言というよりは、むしろ JICA へのご指摘をいただいたというふうに受けとめさせていただいて、助言というふうに残すというよりは、私どもが審査以降の他の政策対話とかの中でやっていこうかなと思っている次第でございます。

ついでに、3 番のところもちょっと絡めてご説明申し上げたいので、よろしいですか。

谷本主査 どうぞ。

添川 すみません、これ、二宮委員には大変恐縮なんですが、ちょっと私どもの記載の仕方があやふやだったと思うんですが、第 6 次五カ年計画云々といえますのは、バングラデシュの全体の開発計画のことでして、毎回 5 カ年ごとにバングラデシュの開発をどうしていくかという大きな開発計画を先方政府がつくっているんですけども、これは別に交通のことだけの計画ではございませんで、社会開発面も全部含めた、教育ですとか保健とかそういうことも含めた五カ年計画の第 6 次の中で、こういう交通のことも若干メンションされていますよということのご紹介で、ドラファイでは提示させていただきました。

ですので、もし誤解されているようであればおわび申し上げますが、交通需要管理計画が第 6 次まで続いているというようなことではございませんで、また残念ながら、そのようなちゃんとした計画というものが存在しないというふうに把握しております。

ですので、今回のこの事業の中で、これまでの交通需要管理がバングラデシュの政府の中で、あまりちゃんとできていなかったということは自明というふうに私どもは考えておりますので、今回の調査の中でこれを確認するということはスコープには含めておりませ

んでした。

ですが、それを調べる、調べないにかかわらず、本事業の重要性ですとか、今後の政策対話につなげていく必要があるということは私ども把握しておりますので、今回のお答えとしては不十分なのかと思いますけれども、ご了解いただければと思っております。

以上です。

谷本主査 説得されました。

二宮委員 そういうニュアンスのことは、よく他の案件でも出てくるんですけども、そうはいつでも、やっぱり助言委員会としては、そういった背景にある問題について、多分言っても言わなくても、実際の JICA のほうで事業を進めていく上で、大きな影響力というのはそれほど変わらないんだろうとは思いますが、助言委員会の中で議論して問題を認識して、その問題の所在を JICA とも共有し、また、先方政府にもきちっと伝えていただく必要があるという点については、これまでは助言として残してきたという経緯はあるんですよ。

したがって、そういう形にさせていただくと、逆に言うと、同じような背景があるということは、助言委員会の中でも3年近くやってきて、だんだん共有できてきて、この案件の中ではあえてこれを、こういった問題点を指摘がないのは何でなんだというような質問が出てくる可能性もあるというか、全体会で。なので、それはむしろ問題として表に出しておいたほうがいいのではないかなという感じはいたしますけれども。

ここで、この中で何か新たな調査をするということはもちろんできないわけですから、ただし、やっぱりそういうことを改めて助言委員会からも指摘があったのだと。それほど非常に重要性の高い問題なんだということを、やっぱり改めて伝えていただくということですよ。

谷本主査 じゃ、二宮委員の意見がそういうふうに出ました。

審査部の意見、急に振りますけれども。

河野 以前も何回かこういう議論をしたと思いますけれども、基本的には委員の先生方が考えていらっしゃることを助言としていただければいいのかなと思っています。ただ、これも以前もお話ししましたが、必ずしもこの案件の関係で先方政府に申し入れても、助言として案件の範囲を越えている場合もあるということもご説明した上で、助言を残したいというご意見もあったと記憶しています。

ですから、そこは助言委員会の先生方が、ぜひ残したいということであれば、我々とし

ては受けとめるということだと思えます。ただ、先方政府に言ったとしても、実施機関の権限を越えている部分については必ずしも対応できない場合もあるということをご理解いただきたいということかなと思えます。

谷本主査 ドラフトファイナルレポートに対してだから……。それはわかるんです。ですから、ちょっとそういう意味で指摘したんですけれども、どうしますかね、二宮さん。

ここは本当にレポートをまとめて説明して提出でしょう。で、審査でしょう。

田中 ちょっとよろしいですか。審査部にも確認したかったんですけれども、今回、環境社会配慮助言委員会で私ども、よく道路とかの案件をやっているんですけれども、そこでこの環境社会配慮助言委員会の環境配慮と社会配慮のところは、まさに名前のとおりなので、すごくわかりやすいんですけれども、実は全体事項の位置づけが今一つ我々としては判然としないところがありまして、先ほど言ったように、この案件でじゃなくて、他にもあるのではというのも一つあるんですが、実は私どもの中では、例えば全体事項ですごく案件としては開発効果を高める、まさにこれはやらなきゃいけないところだとは思ってますけれども、それを環境社会配慮の助言として、その枠組みの助言の全体事項というところで書く場合、どう整理すればいいのかなと。全体事項って一体何を含むのかというのはちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

河野 これも何回も議論しています。昔の議事録をご覧いただければわかると思ひますけれども、事務局からは助言委員会に対して、環境社会配慮に限定した形での助言をお願いしますと話をしたんですが、委員としては環境社会配慮だけじゃなくて、その周辺のいろんなことも踏まえて助言しないと意味がないだろうという議論があって、今の形に落ちついているということです。ですから、最終的に結論としては、助言については範囲を限定しないということで、必ずしも環境社会配慮に入らない部分で全体事項という項目が残っているということです。

上條 提案ですけれども、「TOR 外であるが」と書いてもらった方がいいのではないですか、そういうコメントであれば。読んだ人がわかります、それで。例えば、人が替わったりすれば、こちらもどんどん替わるし、全体事項で注釈の規模はわかりますけれども、限定的にしたほうがいいというのが僕の理解ですけれども、ガイドラインはもともと決まっているわけです、スクリーニングから始まってモニタリングまで。環境影響が例示されています。その中で、いろいろ意見をくださるのは非常にウェルカムですけれども、私がここで審査部にいたころも、そういう議論がいっぱいありました、なぜこんな指数でなきゃ

いけないのかとか。そのとき、僕は議論しましたけれども、人も替わるので、どんどん意見が変わるというのもわかるんですけども、全体事項で何か言いたいというのであれば、「TOR 外ではあるが」という一言を入れておけば、それは後の人もわかると思います。わかるようにしておいたほうがいいというのが僕の意見です。

もちろんアセスメントでも実行可能な範囲というのは大前提としてあるわけですが、学術研究をやっているわけではないので。人類学研究をやっているわけでもないし、それはもう皆さんわかっているという前提だと思いますけれども、そこでもあえて言いたいというのであれば、「実行可能な範囲を越えてしまうことだけれども」ということを一言入れればいいのではないのでしょうか。

谷本主査 じゃ、二宮さん、どうしましょう。清水谷さん。

二宮委員 今のご意見でよろしいんじゃないですか。今の議論はずっと今までもしてきたことなので、いわゆる長期的な視点だとか累積的な影響というのは、なかなか絞ったスコープだけで議論できる話ではないので、それを、ガイドラインをつくったときにも、かなりかんかんがくがく議論されてきたことで、技術的な EIA だけではなくて、もう少し援助を今までしてきた、あるいはこれからしていく中で、どういうふうに今回の援助を効果的にならしめるかというのは、やっぱり長期的な視点と経路依存というのは考えないといけませんですね。そこは、確かに事業としては、ある特定のスペシフィックな部分にフォーカスを絞って進めないに進みにくいところがあるんだけれども、ガイドラインを設けて環境社会配慮をするというところは、少しその枠をはみ出そうとする動きの発言なので、どうしても、それからこちら側の助言委員のほうも、提案の専門性を持つ人たちが集まっているわけですから、それは技術的な環境、生物だとか魚類だとか植物だとかの専門家だけではないわけですよ。要するに、政策の専門家もいれば、土木の方もいればということなので、そのところはずっとやってきて、逆に言うと、議論を繰り返していくことも非常に重要だと思うんですけども、何らかの形で示すということは、私は重要だと思います。

谷本主査 じゃ、決めましょう。1、2、3、助言に入れるか入れないか。二宮さんは入れる。

二宮委員 1、2 は、私はあまりこだわりませんといいますが、必要なかどうかというのはちょっと谷本先生のご意見も伺いながらということになるのかもしれませんが、あるいは 1、2、3 というのを大きな枠組みで入れるということもいいかもしれないけれども、

ちょっと大きくなり過ぎる気もしますし。

谷本主査 3は。

二宮委員 3は、私は何らかの形で残させていただければというふうに思っています。

谷本主査 じゃ、もう1、2は別に妥協じゃないですけども、これはJICAとしてやってくださいということで、助言から外しましょう。もうこれはJICAとしてきちんと取り組んでくださいということで。何かあれば、本当にワーキンググループのようにがんがん言いましょう。全体報告のときも、報告で前段の前置きで言えばいいわけですから、助言には入れていませんがということで。こういう問題は大きいですということにしましょう。

ですから、1、2は外して、3番、二宮さん、どういうふうに助言案をつくられましょう、ちょっと。

二宮委員 もう今、言っちゃったほうがいいんですか。今、やっちゃう。

谷本主査 はい。

二宮委員 ちょっと考えさせてください、先に進んでいただいて。

谷本主査 わかりました。

じゃ、4番どうしましょう。

二宮委員 4番は、これはこういうものをご回答いただきましたので、これで適切に実施されるようにしていただけたらいいと思います。

谷本主査 内容は具体的に入れてくださいと、報告書に入れて、ファイナルレポートに入れてくださいと、入れること。よろしいですね。じゃ、これで二つ目。

次は、めぐりまして5番目は、もう私はこれで納得しましたので、ここは落としましょう。水の問題。やっていただくということを信じます。

6番です。これが、ノイズバイブレーションのところ、どうしたらよろしいですか。

清水谷委員 結局、これが最終的なファイナルEIAのレポートをこれから書かれるということになるんですね。ですから、その説明文としてしっかり説明を加えていただきたいです。

谷本主査 説明してくださいと。じゃ、後ほど文言を考えましょう。これが三つ目ということですね。

それで、7番目。ここは簡単に文言をどうするか最終的なものはともかく、工事に使う、ちょっといいですか、鈴木さん。4番目の項目になると思います。7と8です。一緒にして、橋の建設に使用する……

鈴木 今、画面に出していますので。

谷本主査 お願いします。橋の建設に使用する土砂、骨材の調達に当たっては、その採取場における自然及び社会環境に十分配慮するということを報告書に明示すること、そういうふうな言葉を入れてみてください。これは入れていただくだけでいいと。

添川 この点、今ちょっとお話としては.....

河野 審査部から申し上げたほうがいいのかもしれませんが、今回の事業では、骨材の調達を国内業者から購入するということになっていて、こういった場合は、世界銀行でも調達先の自然環境についての確認はできていない、やらないということになっています。IFC は今年から始まったパフォーマンススタンダードの中でサプライチェーンの話を入れています。ただ、それも非常に影響力のあるような業者に対してだけ適用するということで、今回のケースのような場合の購入については基本的に適用しないということになっています。したがって、我々のガイドライン上も基本的には適用できない、適用しないという判断です。

谷本主査 じゃ、配慮した業者を選ぶことがいいわけだ。採取場の.....

河野 そこもやっていないです。世銀もやっていませんし、我々もそれはやっていません。

谷本主査 そこまで、じゃ言わないんだ。業者から調達しますで、もうそれで終わり。

河野 それ以上は、サプライチェーンではできていないというのが現状です。我々のガイドラインは、世界銀行のセーフガードポリシーと大幅な乖離がないことを確認するとなっていますけれども、世銀でもそこはできていませんし、ガイドラインの対象には入っていないというのが我々の理解です。

谷本主査 問題が起こったらどうするの、それこそ。問題が起きたらどうしますか、それ。ないと思うけれども、本当に。国立公園で不法採取されたあれが何らかの形で NGO に見つかったと、言われたと。メグナ、グムティで使われていると。トラックが追跡したと。言われたらどうする。いいですか、そんなの。

河野 調達の問題も関係してくると思います。

谷本主査 別に、だから責任がどうですか、IFC、それいいんですけれども、そういうふうな。けれども、本当に配慮していますと一言言っておけば、それでとおるわけでしょう。

河野 それは契約の中に入れるという意味でしょうか。

谷本主査 じゃなくて、配慮したようなことを考えますと一言レポートに書いていただ

ければいいというだけのこと。その後、きちんとやっぱりコントラクターの方にも、そういうことは入札書類等で明示していったほしいという我々の願望です。

河野 課題部にもお聞きしたいと思いますが、今回の案件で、調達先でどこから購入するかということ限定できるような形でやれるものなんでしょうか。さっきお話を聞いたときは輸入したりすることもあるとのことですが、とてもフォローはできないとい我々は理解していますけれども。

谷本主査 だから、やっぱり入札書類等で配慮した調達先を選んでくださいというのは書けるでしょう、それは。

田中 配慮したとおっしゃるのは、採石場を例えばきちんと決まったところからやることとかいう、そういうふうな処理でという。

谷本主査 だから、まさか橋の、要するに上下流で川砂を不法採取されて、大変だ、大変だといっているわけね。河床低下を起こすわ、ベントスはかき乱されるわという。そういうふうな状況で、じゃ、コントラクターの人が中途半端の話じゃないけれども、身近な一番運搬も楽だからといって、そういう不法採取の砂をコンクリート用の材料にどんどん使っちゃって、それで……

田中 ただ、それは入札書類に書かなくても、言わずもがな、不法なので、法で罰せられる……

谷本主査 だけど、それはわからん……

田中 法律とダブった条項を入札書に入れるという、すみません。

谷本主査 大丈夫かな。

田中 あと、例えば業者によってもいろいろなもの、どこかでいろいろな石を集めてやっている場合とかもあると思いますので、不法なところからやっちゃだめなんていうのは当然のことなので、それを言い始めるといろんなものを入札書に書かなきゃいけないような感じになるかと思うんですけれども。それはサプライチェーンの、国内で、例えばどこか国内業者を頼めないような、例えば港の造成のような非常に大量のものをやる場合には、やはりどこかめどをつけなきゃいけないので、きちんとそこはやらなきゃいけないと思うんですけれども、今回のようなレベルであれば、そこまで大量じゃない、かつ業者がふだん持っている、彼らの持っているストックのうちの一部を使うようなイメージのものであれば厳密にやる必要はないというのが世銀の政府側のポリシーの発想なのではないのかなと思うんですけれども。

永井 調査も難しいと思うんですね。10カ所、20カ所から採石していて、卸業者が中にいたりして、何がどうなっているかわからない中で……

谷本主査 まさにそれがサプライチェーンのね。

永井 採取場におけるということは、全部で100カ所ぐらい持ってきた採取場、そこでちゃんと環境保護が行われているか、なかなかそこは難しいところで、現実上、世銀でもそこは厳しいんじゃないかというところで、今規定されている。

清水谷委員 ですから、最終EIAのレポートに書くにしても、結局それを調査しないということを、やっぱりどこかで調査する必要があるんだという理由を書かないといけなと思うんです。ですから、それが、使う量が少ないだとか、別にどこかの特定の地域のこれじゃないといけなというような条件もあるわけでもないですし、だから、そういう採取場を特定すること、その環境評価をする必要があるというところの論理というんですか、それをどこかで最終レポートの中で書いておかないと、またいけなと思うんです。

谷本主査 何も書かないでいいのかな。本当にこれはやっぱり土木型の事業であれば、だから当たり前だというのであれば、それで本当にみんなとおっていき、問題を起こしていかないだろうという。性善説でやっていけるならいいんですけども、何かあった場合、本当に我々はやっぱりそのところはものすごく気になる。それだけなんです、実は。

何にも問題を起こさないだろう。九分九厘問題ないだろう。でも、本当に何か起こしたときに、そこで、じゃ日本のODAねといったら、それはもう何もなかったなんて、我々は問題ないと思っていましたから、世銀でも言っていますからということで、それで話がとおるのなら、もうそれで結構です、私は。

鈴木 すみません、参考までにお聞きしたいんですけども、他のEIAで、特に清水谷さん、英語のEIAもよくご存知だということなんですけれども、他のEIAでは、こういった調達先のことに関して、どのように記載されているんでしょうか。EIAに記載されていて、例えば必要がないといったことが、例えばどういうふうに記載しているのか。その辺、具体的にこういうものがありますよというふうに教えていただくと、より具体的にわかるような気がするんですけども。

清水谷委員 私が読んだことのあるEIAのレポートというのは、イギリスで起きたものなんですけれども、例えばダムをつくるにして、その水をせきとめるために、ある石が要ると。ただ、大量な石が要るんですけども、その石をどこから取ってくるかというような問題があって、それが採石場を特定したり、それをどこから、どのルートでどういう

ふうを持ってくるかというところまで EIA レポートというのは配慮、それをきちんと評価をしてあったんですけれども、結局そういうレポートと今回違うというのは、量が大量ではない。結局、そこから採取することで、その環境をまた失うというようなところの話なのかどうかという、そもそも量の問題が少ないという話でしたので、だから、少ないのであれば、本来ならそういったものはどこからどれかというところを EIA のレポートのどこかで記載すべきなんですけれども、ちょっとそれを評価しないのであれば、やはり明確な理由をつけるほうがいいと思います。

田中 量は客観的に我々も何か指標があるわけじゃないんですけれども、ただ、指標というか考え方としては、ですから国内の業者から買えるような範囲のものなので、今回はというのが、多分世銀の仕切りだと思うんです。港ですとかダムの場合は、そういうわけはいかないと。採石プラントをつくってという話だと思うので、それぐらいの規模であれば、当然そこはやりましょうと。ただ、今回についてはそうじゃない。そうしないと、むしろ例えば道路とか、もっと小さい橋とか、すべて追えるかということ、もちろんチェックもできないのにレコメンデーションするというのは、やっぱりちょっと無責任かなと。

永井 日本の EIA の場合、どうなさっているんですか。小さい、国内で調達できますと、10カ所の卸会社から、石材業者から買ってきますというときにもどのように、同じくその先にあるところまでやっているということは……

清水谷委員 日本の場合は……

永井 日本でも海外でもいいんですけれども、先ほどの小さいプロジェクトの場合はどうですか。

清水谷委員 日本の EIA の場合は、確かにその部分というのは多く語ってはいないと思います。自然のもので、確実にここから採取しないといけないというものがあれば、そこは配慮しないといけない対象になってくるのですが、やはりおっしゃるように、購入してくるんだというようなところのものということであれば、基本的には日本の場合は、EIA のレポートの中には含まれていないとは。

永井 世銀も同じ考えです。だと思っんです。

清水谷委員 ですから、今回そういうサプライヤーがしっかり現地に入って、そういうこのサプライヤーだったら絶対にクオリティーも、まがいものでもないといいますが、変なところから不法に取ってきたものでもないというのがしっかり保証できるようなところ、そういう社会であれば、別に日本と同じように書く必要はないのかもしれないんです

けれども、疑問なのは、どういうレベルなのかということだと。

上條 通常に流通されていると書けば、形容詞を入れればいいのではないですか。通常に流通されている砂や砂利を調達とか。それが一番普通の表現。

鈴木 影響評価をなぜやる必要がないのかを記載することということではなくて、想定される調達先を記載しておくことであれば、ある程度書けるんじゃない、回答として出したような調達方法を記載することということであれば、この事業である程度対応可能なのではないかと思うんですけれども。

添川 調達先とおっしゃっているのは、エリアのこととか、それとも業者のことですか。

田中 どうやって調達するか……国内業者が変わるといふ。

鈴木 そういうイメージで。

山田 それも、限定的ではないと思います。国内で買えますよというだけなので。やはり購入先というのは、コントラクターに任意性があるので……

田中 多分そうだろうと、国際競争リスク……

谷本主査 国内で買うだろうと。場合によっては輸入するかもね。骨材はね。

鈴木 EIA の中では、確かにこの事業で購入するのか、それとも採石場から取ってくるのか、どういうふうに土砂を取ってくるのかということが明確にはなっていないかと思うので、そこをこの事業では購入しますということが書かれれば、それでいいということではないんですか。

添川 そのときの供給側のほうの確認も配慮しようとかという主査のご意見なんですよ。ね。

鈴木 そこは、ちょっと日本でもやられていないということですよ。

添川 国内でもやっていないし、世銀でもやっていないですとということで、とすると、理由づけが薄いとおっしゃる。

清水谷委員 ただ、日本でやっていない理由というのは、それだけコントラクターとサプライヤーが信用できるということで。

添川 おっしゃるように、日本のような成熟した社会では環境アセスの制度もしっかりしていますし、ISO14000 をとっていけばいいとか限定できますけれども、そういうことが全くバングラデシュでは行われていないので、全くトラッキングできないというのが正直なところなんですけれども、だといって、じゃ採取方法とか調達方法に言及するのは。

谷本主査 そこまで、だから限定しないで、だからファイナルレポートには書かれてい

ないんですね。記載がなかったんですよ、分厚いレポートを読んだら。ここにも本当に最初に書かせていただきましたけれども、結構の土工量の工事ですよ。ところが、ずっとファイナルレポートのところを、インテリムレポートですか、そこを読ませてもらったら、少なくとも骨材に関しては、カウンターメジャーズ・アゲインスト・スコアリングのところだけだったんです。それでリップラップのことが書いてあったから、他の要するに骨材は、コンクリート用の骨材はどうするんだろうなど。まさに、その疑問が出たんです。

それで回答をいただいたら、いや、国内で調達しますと。国内で調達できるでしょうということかな。どうですかね。

「採石場の」という言葉をあそこまで入れると、10も20も、場合によっては100カ所もと。

永井 国内、国外、想定される……

谷本主査 そんなのとてもトレースできる話じゃありませんと。ですから、そうすると我々として言えることは、要するに、理解していただきたいことはいいですよ。そのところで問題を起こされるのは困るという。それは、だから JICA に戻ってきますよということ。別に脅しじゃなくて。

上條 環境影響とか環境緩和策のところちょっと書けばいいのではないですか。流通する砂を使用する予定だと。

永井 ポイントは、流通していても、もとの土砂が不法に取られたものかということなので、流通しているイコールオーケーというのは、なかなか言えないからアセスしにくいというところがあるので、どちらにしても説明を書くと思いますので、流通している砂を買うということは書けると思うんですけども、それ以上の確認は……

谷本主査 調達に当たっては。

上條 ここは専門家の主観で書くしかない。だってデータがないのだから。アセスをやった専門家の方の判断ということで書いてもらうしかない。

永井 それができないから分析しないというか、評価しないというかできないと。

上條 データがなければ仕方ない。

谷本主査 これは困りましたね。何かやっぱり残しておいたほうがいいと思う。やっぱり報告書に何か書いていただきたいんですよ、問題ないという。

二宮委員 国内法上、土石の採取に際して環境社会に配慮するというルールがあるわけですか。

今野氏 国内の場合には、土を取るときには、その取るところの土が本当に土対法、土壌汚染対策基本法に基づいてクリアされているかという観点と、どこから土を持ってきてその場所に入れるというのは、それが本当にクリアされている土かどうかという二つの側面でチェックを受けなければならないんです。だから、日本の場合ですと、先ほどおっしゃったとおり、今回のようにこういう風に、いろいろと議論されるというのはちょっと珍しくて、あえて法律の網をかぶせるとすれば、土壌汚染対策基本法の、いわゆる汚れた土ではないよ、汚れた土ではないから持ってきていいよ、埋めてもいいよという、そういう側面だけです。だから、あまりどこから持ってくるかということではなくて、純粋にクリアな土かどうかという議論が日本の場合にはアセスで求められるわけです。

二宮委員 最初におっしゃったのはバングラデシュの国内の話ですか。持ってくるのと……

今野氏 それは日本の話です。日本国内での話です。

二宮委員 バングラにはそういうルールはない。

添川 特に把握していません。

今野氏 私は聞いていないです。

添川 例えば主査がおっしゃった、配慮しますというふうなことを調達に入れるとか、例えばご助言であったときに、じゃ、どういうふうに配慮したんですかと問われたときに、私たちは具体的にお話しできないんですよ、データもありませんし、国内法も恐らくないでしょうし。でも、JICA が手金でトラッキングしてサプライヤーまで確認に行きましたと言われると、そこまで全部できないという制限の中で、配慮というのも非常に難しい問題ですよ。

谷本主査 コントラクターは何らかの場合は、指示は出すんでしょうか。

永井 コントラクターも同じ問題を抱えると思うんです。結局、我々のリスクを同じことを投げただけなので、今度はコントラクターが、お前たち考えるという話になって、またサプライチェーンはわかりません、の世界になっちゃうので……

添川 末端の納入業者まで……

永井 我々は簡単ですけども、コントラクターに書かせるのは、それで実現可能性が……

添川 彼らを苦しめる。

田中 土石だけじゃなく、例えば木材でも何でもすべてだと思うんです。この木がだめ

とか。だから、あらゆる案件すべてになっちゃうと思うんですね。それは多分、今まではその話があったら、そういうきちんと PQ をとった、きちんとしたところから買っているから……

谷本主査 問題ない。

田中 変なところを伐採したら、それは不法だから、別な法律で、我々がバツというんじゃなくて、法律でバツと。今回、土砂が、すみません、判然としませんけれども、例えば国立公園からやったら、多分バツだと思うんです。そういう別な法律の網が必ずかかるはずだと思いますから。

谷本主査 それを考えれば、児童労働の問題も一緒なんですよ、そういう意味では。本当にそうなんです。物と考えるか、人と考えるかという。

これはもう審査部で言ってください、そのときに。世銀のこういうふうになりましたというのを。

河野 今回の話については、説明が十分できると思います。こういった形の調達をやるのであれば、何らできないと考えます。

谷本主査 新たに世銀のその考え方が出たんですね、そういうポリシーが。

河野 いや、世銀のセーフガードポリシーにおいて、サプライチェーンについては何もありません。

谷本主査 IFC の。

永井 IFC のパフォーマンスかな。

河野 IFC のパフォーマンススタンダードでもこういった形の調達については何もできないと言っています。したがって、世銀も IFC もできていないことを我々ができるかという、それは難しいと考えます。

谷本主査 これもそのときに、全体会で言ってください、そういうふうに。じゃ、ここは抜きましょう。もう結論出しましょう。いいですか。

二宮委員 はい。

谷本主査 それで、全体会で。そうすると、7、8 終わりましたと。

9 です。ここのところは、もう直していただくということで、これはいいでしょう。このまま落としていただいて。

11 番、ここのところ。

二宮委員 11 はこういう対応をしていただいていますけれども、そういう対応をするこ

とという、そういう……

谷本主査 ことで入れますか。

二宮委員 入れてください。ちょっといいですか、これは少しの修正だと思うので、スコーピングの影響評価でしょうね、これ。スコーピングの影響評価が A の項目については、「少なくとも Rating で」というところを消して、回答のところの言葉を少しいただいて、「スコーピングの影響評価が A の項目については」、A と限定しちゃっていいかな、いいでしょうね。A になると、この五つの項目ということですよ。についてはずっと残して、EMS の対象に含んで継続的なモニタリングと管理を行うこと、でいいんじゃないでしょうか。

谷本主査 行うことを報告書に記載する。

二宮委員 そうですね。

谷本主査 行うことを……

二宮委員 DFR に記載していただくということですね。

鈴木 最終的な影響評価の結果ではなくて、スコーピングの影響評価が A の項目ですか。調査を始める初期の段階で、スコーピングである程度の影響の絞り込みをして A というのをつけているんですけれども、その結果、調査結果に基づいた最終的な影響評価が、チャプター7 だったと思うんですが影響評価の中に書かれていまして……

二宮委員 そうですね、この結果がそうなっている場合です。ですから、スコーピング、これも全体会合で議論になったんですけれども、スコーピングという言葉が何回も出てくるんですけれども、だから、ここで回答のところに出ているスコーピング段階というのは、厳密にはこのチャプター7 の評価ではないのですかね。

鈴木 ではないです。

二宮委員 じゃ、どういう表現がいいのかな。

鈴木 「チャプター7 の影響評価でシビアとなっている項目について」ではいかがでしょうか。

二宮委員 「チャプター7 における影響評価でシビアとなっている項目については」ですね。同じ意味ですね。じゃ、そういうふうにしていただいてもいいのではないのでしょうか。

谷本主査 いいですか。

二宮委員 連動してくださいということですね。明らかになった影響と、それに対する対応ということですね。

谷本主査 4 番目ですね。

次に、12 番。

二宮委員 12 は、さっき申し上げたように限界があるのですが、やはりここで先ほど清水谷さんから、もう少し、横並びではなくて目的と対応みたいなものを書き分けようというご指摘がありましたけれども、少なくともこの回答していただいている、現在 JICA のほうでカウンターパートと協議するというふうに考えておられる項目について明記していただくこと。

谷本主査 報告書に。

二宮委員 はい。思いますので、言葉は、「子供の就労がわかった場合に、保護者や雇用者に対して行われるコンサルテーションの具体的な内容を明記し、その実施を RHD に働きかけること」ということですね。

谷本主査 何かこれ、報告書に記載する。それとも……

二宮委員 記載することが……

谷本主査 ずっと働きかけることになると、これは報告書に記載するんじゃなくて、審査のとき等で協議をしてもらおうと。どちらですか。ですから、これはドラフトファイナルレポート、三つ考えられると思うんです。ちょっと整理しましょうか。今回はドラフトファイナルレポートを読んで助言をしますと。それで、ちょっと戻りますけれども、1 番、2 番、3 番あたりは、もう JICA に対するお願いですと、我々委員会から。ですから、これはもう助言には入れませんということですよ。

それから、もう一つは、報告書にきちんと書いてくださいというのが、これが二つ目。ですから、先ほどのあれでいきますと、スコーピング A 評価の項目についてはというふうなことで、報告書に記載してください。することという。

今、二宮さんがおっしゃった、RHD に働きかけることとなると、これは報告書には書かないで、次の審査の段階等で働きかけてくださいと。これはもう忘れないでねと。1 番のほうは、もうどちらかという、精神規定的なあれですね。これ三つあると思いますが、これは、じゃ審査の段階等でこれからやってくださいということでもいいですか。

二宮委員 そうですけども、むしろここはここまでご回答いただいていますから、明記をすることがすなわち働きかけることと、今の整理でいうと、理解していいんじゃないかと思います。

谷本主査 報告書に書いてください。

二宮委員 そうですね。それで結構だと思います。

谷本主査 じゃ、そのように。鈴木さん、報告書に記載することと、ちょっと直してください。いいですか。それで、5番ですね。

次が13番の清水谷さんのやつですね。

これ、13、14一緒にですね。これをだから、どの項目に、社会配慮のところに入れましょう。これは何らかの形でコメントはしましょう、やはり問題はありますから。どういう文言にしましょう。この部分は報告書に明記してください、より詳しく、例えを書いてくださいというやり方と、もう一つは、審査等で確認をしてくださいと、この二つのあれがあると思うんです、やり方として。というわけでしょう。ですから、キーワードは非正規住民の移転ですね。

清水谷委員 不法で住んでいる人という表現に対して非正規という……

山田 地権なし。

谷本主査 地権なし住民。直してください。地権なし住民。

鈴木 この用語に関しては、ちょっと確認して次の案をお送りするときに一緒にしたいと思います。

谷本主査 一応非正規住民にしましょう。地権なし住民か、の移転に関し。

ここに残っている問題は、移転地を探す、移転地の確保、そういう面では。

清水谷委員 移転地というよりも、住むスペース、土地じゃなくてもいいという話だったのかもしれない。

谷本主査 移転先と、そういう意味。

清水谷委員 お金を渡して、賃貸でどこかに入ってもいいという話だったんですけども。

谷本主査 移転先の確保については、RHDと協議しますと回答されているから、JICAに対するお願いか、今後の話か。

添川 それもありますし、今後……

谷本主査 報告書での。報告書では、もうこれ以上書けないでしょう。

添川 具体的にはRAP、住民移転計画の中で、今後苦情処理委員会とか実施中のメカニズムが機能することも全部網羅されていますので、それが確実に機能するよというところを確認すればいいんじゃないですかね。

永井 今住民協議を受けて、住民は金銭補償でいいと言っていて、そこはRAPはそれで

いいと思うんです。あと、実施段階で……

谷本主査 そこはRAPでしょう。

添川 RAPです。

永井 それでRAPの中には、苦情処理メカニズムという定義もありますし、外部モニタリングという制度も書いてあります。あとは実施段階でそれをいかにうまく、ちゃんと苦情を聞いて一個一個対処していくか。そこまでポイントで、今できることは最大限住民協議をして……

添川 RAPとしては最大限……

永井 あとはインプリの段階で苦情処理。

谷本主査 やるということ。そうすると、もう審査の段階で協議をしてくださいということですか。

添川 このRAPで本当にやりますよねということ……

田中 RAPに基づいてきちっと住民移転が行われるよう……

添川 やるというのを先方と合意して決まっているので、かつ実施中にそれを担保するというのをモニタリングしていくということだと思います。

谷本主査 ですから、もう報告書には特に書くことはない、これ以上。

添川 と思いますけれども。

谷本主査 今後の話だ。まさに審査、それから実施中のモニタリング。

これはもうJICAで絶対やらざるを得ない。

添川 これはやります。

田中 アクションプランなので。

谷本主査 これを抜きにしては……。

移転先の確保については、今後、バングラデシュ側と十分に協議されたい、もうそれしか言わないでしょう。もう別にRHDだけじゃないでしょう、バングラデシュ側ということでもいいでしょう、それは、RAPの作成とかそういうあれを書きますか。

田中 RAPに基づいた住民移転が適切に行われるよう……

添川 やることを。

谷本主査 言ってください。

添川 移転先の確保というふうに限定するのではなくて、RAP全体が確実に実施されるということ。

谷本主査 わかりました。じゃ、移転先の確保を含む、含むにしましょう。

添川 いや、これも書いておいたほうが、全部網羅されているので、RAP が。

谷本主査 RAP に関してはと、住民移転が適正に行われることを……

上條 住民移転計画。

添川 住民移転計画が RAP でもって。

谷本主査 それでいいんですね。

田中 RAP に基づいた住民移転計画が、同じか、すみません。上は要らないんじゃない。

谷本主査 上はもう要らない。もうその案で。

添川 もう RAP に基づいた住民移転が……

谷本主査 もう書いているというので。だから、非正規だ何やらだということは特に強調しなくて。これはだから JICA に対しての助言という理解でいいですね。

じゃ、そこが来ました。

13、14 はこれで片づいて、15、二宮さん、ここは、管理計画と橋の関係。

二宮委員 15 はもう結構です。

谷本主査 いいんですか。

16 番は、もうサジェスションでいいですか。

清水谷委員 何かこれを正式に言うほどのものでもないかなと。多分、他の国でも言わなかったもので、これは落として、今までのところでも……。

谷本主査 じゃ、戻って1番、3番の項目を1番の助言案にするとして、二宮さん。

二宮委員 3番をちょっと考えてみたんですけども、いいですか。3番についてよろしいですか。1、3一緒にやりますか。

谷本主査 いや、ここもう1、2はいいでしょう。

二宮委員 1、2はもう……

谷本主査 落として、全体から。

二宮委員 先生が要らないということであれば。

谷本主査 3番のところ、どうしましょう。

二宮委員 3についてちょっとさっき考えてみたんですが、JICA に対するお願いです。「JICA は」で始まっています。「今後の国内経済の発展と、それに伴う交通需要の増大を見とおして」、バングラデシュの国がということです。「長期的計画のもとに、社会インフラを整備することが極めて重要であるという認識をバ国政府と共有し……」

谷本主査 バングラデシュ政府と。

二宮委員 「計画策定を働きかける」と。これはですから審査の段階でという。これは別にファイナルレポートに書いていただく必要はないです。それはもう既に言わずもがなであるという話でしたけれども、助言委員として、非常にうっとうしいかもしれませんが、こういう言い方をさせてくださいというものです。

谷本主査 これでいいですか。ものすごくこれグローバルですよ。ですから、例えば一号線と限定しますか。

添川 そうです。

永井 これを実施機関とご一緒ですか、バ国政府と。

添川 ここでおっしゃっているのは、もっと上位機関レベルのことですよ。

谷本主査 だから、大蔵省なりプランニング・コミッション、皆さんの大好きな。

添川 なので、最終的に今回のこの事業が終わった段階で、この助言に対応しましたかと聞かれたときには、もちろんカウンターパートレベルではお話ししましたが、それ以外のところはというのはご了解いただいたほうがいいかと思えますけれども。

谷本主査 それはそうです。でも、働きかけましたということと……

添川 言えればいいですね。

谷本主査 だから、一号線に限定したほうがいいんじゃない。

永井 そうだと思います。我々ができることって……

谷本主査 だから、ボグラとかクルナまで、あっちまで行っちゃったら大変でしょう。

永井 実施機関と共有、社会インフラというか供用、長期的に本事業を整備することは極めて重要であるという認識を実施機関と共有し働きかける。

谷本主査 どうですか、少し限定したほうが……

添川 「社会インフラ」という言葉を「本事業」ということに狭めていって。

永井 本事業にして、RHD と実施機関と。

二宮委員 本事業の実施に際してという、最初のほうに入れていただいて。

谷本主査 本事業に関係するとか実施、何かその辺は限定しましょう。もうこれで限定的になりますよね。それでやってください。でないと、それこそバングラ全体の話になると、とてもじゃないですから。1週間じゃ終わりませんので。

4番はこれでいいですか。4番のところ、イルカの話は。

二宮委員 4番は……

谷本主査 具体的にファイナルレポート、報告書に記載すること。

二宮委員 それはもう記載してくださいということです。

谷本主査 これはいいですね。

それで次がノイズのところですよ。6番のところ。清水谷さん、お願いします。

清水谷委員 ファイナルレポートに対する要望として、建設中のノイズ及び振動についての評価に関し、モデレートとなった結論に至るまでの論理をきちんと構築すると。特に括弧づけで、例えばモニタリングの結果から、夜のノイズが落ちていないにもかかわらず、通常クラクションが、昼間起きていて、それが問題だといっているのに、全く夜が落ちていない理由だとかも書いていなかったとか。ですから、実際コンストラクションの期間が6カ月程度であるということもしっかり書いていただきたい。

どちらかという、この問題はすごく大きい問題ではないですが、結局ファイナルレポートの中身としてしっかり説明ができていない文章にするという意味でも。

谷本主査 きちんと構築し、報告書に記載する。

清水谷委員 そうですね。

谷本主査 報告書にあれですね、記載してもらおう。ファイナルに書いてもらおうということですね。「論理」でいいですか。「に至るまでの考え方」ですかね。ちょっとあまり論理とか難しい話になるとあれですから。

鈴木 このあたりは入れたほうがよろしいですか。

谷本主査 その辺、どうですか、騒音の話は要るか。騒音のベースラインデータや工事期間中等の、考慮したうえで……

清水谷委員 そうですね。

鈴木 バックグラウンドを考慮することと、あとは5年間なのか6カ月なのか、そのあたりは……

谷本主査 後ほど議論しましょうか。最後にもう一遍。

そうすると、これが三つ目かな。採石はここで省いて、9、10も取って、11番目、回答の11番目が四つ目のあれですね。指摘事項ですが。これでいいですか。

二宮委員 これは先ほどつくったので、これで私は構いません。

谷本主査 記載すること。

その次は、子供の労働に関して協議すること。

それから、13、14をあわせた形で、協議すること、いいですね、これで。そこまでです

ね。

じゃ、これでもう一度、鈴木さん、すみません、順番に JICA 側、JICA の方々、調査団の方々に、こんなの無理よというのが。大丈夫ですか、読めますか。我々も。

1 番、いいですね。これはもう審査のとき等、これから働きかけてくださいと、特に本事業に関連したことですということで。これは JICA に対する提案ですと。

2 番目、具体的にレポートにカワイルカのサジェスションの内容を記載してください。詳細に記載してください。いいですね。

それから、騒音、振動に関しては、騒音のベースラインデータや工事期間中の騒音もかな、騒音のということがありますね。いいですね。考慮した上で、モデレートという結論に至るまでの考え方をきちんと構築し、報告書に記載すること。考え方を報告書に記載することで、「構築し」を抜きませんか、そこは。いいですか。大丈夫ですか。ベースラインデータって、これなかなか言うのは簡単ですけども、本当に実行するのは、何をベースラインにするか、いつのデータにするのか、どこまでかといろいろありますけれども、これは大丈夫ですか、調査団のほう、こういうこと、報告書に書きなさいと言われちゃって。

今野氏 先ほど、夜間が高いというふうに出ましたけれども、私も実際データを見た瞬間にちょっと思いまして、全くそのとおり。ただ、あのデータ自体は多分、生データですから、そのままのとおりでと思うんです。逆に後追いで理由を考えたんです。やっぱり現地は、ご存知のとおりやたらクラクションを鳴らす。ただ、夜間は少ないとはいえども、ご存知のとおりクラクションのパワーレベルは高いですから、頻度は減ったにしても、そのパワーレベルに評価としては吸い寄せられちゃうんです。そうやって考えると理解できると思います。

したがって、夜間は台数は少ない、極端に少なくなるんだけれども、いわゆる騒音レベルは全然変わっていないという現象がちょっとバングラデシュで起きているのかなと。したがって、その辺が、ちょっと夜間が、日本人が考えるような台数に比例した音になっていないというのはそういうところに起因しているので、ちょっとベースラインをというふうに言われてしまうと、なかなか説明がつきにくいというのが現実問題あるんだと私は感じたんですけども。とはいうものの、確かにそのとおりなので、あまり明快な回答は...

...

清水谷委員 ただ、何か解釈はやはり書いて.....

今野氏 そうですね、解釈は必要なのは確かなので、それはちょっとしっかきもう一度

.....

谷本主査 じゃ、これでいいですか。

今野氏 はい。

谷本主査 次、お願いします。このまま残す、これ何でしたっけ。ここはもう取ってください。

二宮委員 9、10は落とす。残さないんですよ。

谷本主査 落とします。要らないです、これ。直していただければいいです。

評価が項目については、この表でよかったですか。レーティングが、これ、二宮さん、どう.....

二宮委員 私は特に。

谷本主査 これでいいですか。

二宮委員 結構です。

谷本主査 Aとかいう表記はなくて。

二宮委員 そうです。今、先ほど鈴木さんからご提案の中で。

谷本主査 そうですね。

二宮委員 影響が大きいということが読み取ればいいわけですから。

山田 モニタリングを行うことじゃ、どうでしょうか。管理って具体的にどういう。

二宮委員 EMSの中で管理してくださいということです。

山田 EMSは環境モニタリング計画。

田中 モニタリングと管理の言葉の違いがちょっとよくわからない。モニタリングイコール管理ということでは。

二宮委員 モニタリングというのは基本的に、要するに環境マネジメントの中に入ってくる話だと思うので、あえて言わなくてもいいとは思いますがけれども。

CHAPTER6のところ、すみません、手元に今ないんですけども、CHAPTER8でしたっけ、マネジメントシステムに対する対象ポイントが整理されてあって、そこに少し必要な項目が抜けているのではないかという、そういう問題意識での提案でしたので。8ですね。

谷本主査 モニタリングを行うことですかね。管理は要らない。二宮さんどうですか。

田中 モニタリングを行うことで.....

二宮委員 ただ、すみません、私はEMSと書いていますけれどもEMPです。要するに

エンヴァイロメント・マネジメントですから、モニタリングというのはマネジメントの中に含まれるとしても、モニタリングだけすればいいという話ではないので、ここでチャプター8に Environment Management Plan と書いてあるわけですから、マネジメントをきちんとしてくださいということですね。

今野氏 EIA の本文の中では EMP と、それでもちょっと意向があって、その後にモニタリングと、別建てで転写されちゃっているんです。したがって、それぞれやるということなんです。

田中 そういう意味での、マネジメントという意味の管理なんですね。

清水谷委員 モニタリングの結果、数値が悪いものがあったりしたら、対処してください、そういう意味です。

谷本主査 これでいいんですか。

田中 いいです、すみません。

今野氏 だから、この管理とモニタリングは一緒ですね。事務方としては、それでいいんじゃないですか。

二宮委員 そうですね、ですから、整合性のあるように書いていただいたほうがいいと思います。順番を書いて……

今野氏 EIA では先に管理が出てきて、その次にモニタリングが出てきて……

二宮委員 じゃ、そこを……

今野氏 そこを入れかえると……

谷本主査 じゃ、鈴木さん、ちょっと変えてください。その次の議論の管理とモニタリングの順序を、管理を前に持ってきます。

上條 モニタリングというのは緩和策のことを言っているのですか、管理。EMP のところに書いてある緩和策ですよ。

今野氏 緩和策も EMP に対しては……

山田 緩和策は、要はスコアリングに強い橋梁形式するということですので、スコアリングの緩和策というので。

上條 通常 EMP の中に緩和策とモニタリングは入っています。組み合わせて EMP という言い方をしています。

二宮委員 あえて言わなくてもいいと私も思いますけれども。ただ、ここに管理とモニタリングを分けてあるという。

山田 何が言いたいかという、緩和策のほうについては、今記載されていて、モニタリング計画のほうに記載がないという。

二宮委員 緩和策のほうにはあるんですか。

山田 あります。

二宮委員 いずれにしても、あわせて整合性のある形で記載していただければいいんですけれども。

鈴木 これは緩和策の表ですね。16番のところだと思うんですが、緩和策の表には項目としては入っている。

二宮委員 16番。入っているんですかね。モニタリングの中に入っている。

鈴木 はい。

二宮委員 じゃ、モニタリングという言葉だけ残しても、それでも構わないですよ。広い意味では、要するに管理ということだろうと思いますけれども。

鈴木 モニタリング計画を含めることでよろしいですか。

二宮委員 そうですね。

谷本主査 これはどうするの。「含める」でとめちゃうか、報告書に記載すること。

二宮委員 含めるということは、結果としては記載されることになりますね。

谷本主査 そうか。それはいいんですね、そこは。

二宮委員 今、消えたところは何て書いてありましたか。

でも、結果としては同じ意味なんですね。

谷本主査 同じなんです。じゃ、いいですね。

二宮委員 結構です。

谷本主査 じゃ、それで決まり。

最後、その前かな、子供の、ここはこれだと広いですか、やっぱり「工事期間中に」とか何か入れますか、ここは。これだけ書いたら、何か労働問題を広く……

三石氏 これは、工事实施にかかわるところでの子供の就労ということで、それ以外のところは関係ないです。

谷本主査 関係ないですから。だから、「工事实施中の」、「工事の実施に当たって」ですかね。何かそういう期間に限定しましょう。ということですね。これはきちんとやってくださいと。これは重要な。

次が、住民移転計画に基づいた住民移転が適切に行われること。何か住民移転計画と住

民移転が二つ並びますね。

田中 じゃ、RAPにしちゃえばいいです。

谷本主査 上、RAPですよ。やっぱりRAPにしましょう。いいですか。

山田 12番なんですけれども、基本的には子供の就労というのは法律で禁止されている話ですので、ちょっと枕言葉を入れておいたほうがいいのかという気がします。

谷本主査 どうしますか。でも、バングラデシュはやっぱり世界に名だたる児童労働実態のある国ですから、インド、バングラデシュ、パキスタンはすごいですから、どうしますかね。ここは何か……

添川 じゃ、本日の紙にありますとおり「子供の就労は、JICA事業においてもバングラデシュ国内法においても認められていないが、万が一、見つかった場合には」という頭をつけて。

二宮委員 言わなきゃいけないですかね。

それこそさっきの話で、それはもちろん認められていないということはどこでも認められていないでしょうから、あまりくどく書きちゃうと、何かやましいことがありそうに思われてしまうので、特に……

谷本主査 これ、だから結局は対策でしょう。我々の意図は、要するに働かないように手段を講じましょうと、そこに力点を置いているわけでしょう。要するに罰するとかというふうなことではなくて、そういうことが発生しないように、親に対してとか、学校に対してとか、まさに働きかけを進めていくと、そういう表現にしましょうよ。

二宮委員 はい。

添川 とすると、これが子供の就労が発生していない前から、マストとしてコンサルテーションとか、近隣住民の子供たちを集めているとか、そういうことをしなければならぬということですか。

谷本主査 いやいや、ですから、就労が発生しないように、「必要であれば」という言葉を入れたらいいんじゃないですか、コンサルテーション等を行う。

二宮委員 あとは「就労がわかった場合に」としておかないと、いろいろ解釈が広がるという、そういう保険じゃないですけども。

添川 そうですね。

谷本主査 わからないうちから、いろいろしなきゃいけなくなっちゃう。

添川 私たちの円借款の事業としては発生しないことが前提なので、それは当然なんで

すけれども、万が一発生したら、さらに……

谷本主査 じゃ、上のところを取りましょうか。下のところだけ……

添川 そうすると、このまま……

谷本主査 このままのほうがいいんですか。

添川 どうですか、皆さん。

二宮委員 文言としては、スコーピング議論のところの対応表のところ、そういったことが起きたときどうするんですかという質問があって、お答えをしますという、コンサルテーションですという文言が出てきて、それをもう少し具体的にというのが今回の話なので、今の言葉は議論の経緯が見える言葉ではあるんですよね。今回、具体的に出していただいたわけですから、それはそれでよかったですと思いますので。

山田 記載するということに対して全然異論があるわけではなくて、これはこの資料として公開されるという前提に立ったときに、円借款事業であたかも見つかるような書きぶりになっているので、ちょっとそこら辺はどうかなという気がします。

田中 要は、想定されちゃっているということなんですよ。

添川 鈴木さん、一連の事前の回答とかも公開されない、この紙だけしか残らないんですけど、公開は。これだけ見ると、確かにおっしゃるとおり、ちょっとそれが前提のような、あたかもなんですけれども、もし一連の資料が公開されるのであれば、わかるんですけれども。

鈴木 ホームページに載るのは、一連の資料は基本的には載らないです。

添川 じゃ、このご助言だけですよね。

鈴木 はい。

添川 それでは、やっぱりくどいようだけれども、その部分は言ったほうがいいというのが山田さんのご意見ですよ。

鈴木 載るとすれば、逐語の議事録で、ここで議論されたことは載ります。

上條 このプロジェクトは児童の労働が懸念されているプロジェクトなのですか。

谷本主査 一般でしょう。

上條 スコーピングでBとかついているのですか。

今野氏 データでは33%が児童労働だという土地柄ということが前提にあります。

上條 それでは、スコーピングもBになっていますか。緩和策が書かれていましたか。それを踏まえてもなおかつ助言が必要だという理解ですか。

谷本主査 恐らく一号線ですから、一番目につくところでしょう。人の移動、子供を含めて移動が一番多いところでしょう。そういう面では、工事現場なんかが目につきやすいという。

辰巳氏 メインの工事は子供はとてもやれないでしょうね。サブの何か……

谷本主査 そういう問題じゃないでしょうけれども。

鈴木 EIA の影響評価では、児童労働はモデレートになっていて、緩和策が立てられています。

上條 だから、モニタリングするわけです。モニタリング項目に入っているわけです。

谷本主査 スコーピングあたり、どうなっていましたか。

鈴木 B です。

谷本主査 B か。やっぱりこれはチェックが必要。

添川 であれば、もし二宮先生がよろしければ、くどいようですが、最初の「JICA としては認めていないんだけど」という枕言葉をつけさせていただいて、残させていただくというのでいかがですか。

二宮委員 それでいいのではないかと。私はあまり違いをよく理解できませんが。

添川 すみません。

谷本主査 B ならね。

二宮委員 それでご安心であれば、それで構わないと私は思います、意味は変わりませんので。

添川 そこには、事前回答の 1 行目を入れておけばいいと思います。「JICA 事業においてもバングラデシュ国内法においても認められておりませんが。」

谷本主査 「認められていないが」でいいですね。じゃ、それだけ入れて。

それで最後かな。住民移動はこれでいいですね、RAP に基づいた。

よろしいですか。それでは、一応ここで事務局にお渡しします。

河野 助言の案の確定ですけれども、来週月曜日はお休みですので、18 日火曜日に案を委員の先生方にお書きいただくということでお願いします。

谷本主査 福田委員はもういいのね。

河野 いいかと思えます。助言案をいただいていますので。

谷本主査 もういいよね。三人でやったということでもいいのね。

河野 そうですね。

助言の確定は、10月1日が全体会合ですので、できましたら27日木曜日ぐらいまでに確定していただければと思っています。

谷本主査 事務局案が9月18ですね。

河野 はい。

谷本主査 10日ありますということですが、今日大体、数も少ないし、見ていただいたので、ぱっと「てにをは」を含めて何かあればお出してください。それでもうやっちゃいましょう。

河野 では、よろしいでしょうか。

谷本主査 ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。

午後4時30分閉会